

## 宮城県自然環境保全審議会会議録

日時：平成24年10月29日（月）

午後1時から午後2時15分まで

場所：県庁9階第一会議室

### 【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1) 自然環境保全審議会会長の決定について
  - (2) 会長による副会長の指名，各部会に属すべき委員及び専門委員の指名，各部会長及び代理者の指名
- 4 報告
  - (1) 特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ）の改定について
  - (2) 自然環境保全審議会自然環境部会に係る審議状況について
  - (3) 自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況について
  - (4) その他
- 5 その他
- 6 閉会

### 【配布資料】

#### 次第

資料1：宮城県自然環境保全審議会条例

資料2：特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ）の改定について

資料3：第11次宮城県鳥獣保護事業計画策定スケジュール

資料4：自然環境保全審議会自然環境部会に係る審議状況一覧

資料5：自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況一覧

参考資料1：宮城県自然環境保全審議会の概要

参考資料2：宮城県自然環境保全審議会審議事項一覧

参考資料3：宮城県自然環境保全審議会等の過去5年間の審議事項

## 1 開 会

始めに、事務局が開会を宣言。今期の委員と県の主な出席者を紹介後、及川公一環境生活部次長からあいさつを行った。

## 2 あいさつ 【及川環境生活部次長】

本日は、委員の皆様には、御多忙のところ急な開催にもかかわらず本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろから本県の自然環境行政をはじめ、県政全般におきまして深い御理解と御協力を賜り、この場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、東日本大震災から1年7か月が経過いたしました。

被災市町におきましては、復興計画を策定し、集団移転や新しいまちづくり等に向けて鋭意策定中であります。今後復興のスピードが加速化されるものと思われれます。

県環境生活部では、膨大な量の震災廃棄物の処理や、各方面に大きな影響が出ている福島第一原発事故による放射性物質の影響などの問題に総力を挙げて対応してきているところでありますが、一日も早い復興に向けて、被災市町や国、関係機関と連携しながら全力で取り組んでまいります。

また、福島第一原発の影響は野生鳥獣にもいろいろな被害が及んでおります。県内で有害捕獲されたイノシシ肉及びツキノワグマ肉から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県内全域を対象にこれらの肉について出荷制限の指示が出されているところであります。今後もこれらの検査を継続していき、慎重に対応してまいります。

こうした中、国においては東北地方の太平洋沿岸の自然公園を再編する「三陸復興国立公園」構想を中心に、被災地の再生を図る「グリーン復興ビジョン」が発表されました。これが東北の復興に大きな弾みとなるよう、県としても積極的に対応していきたいと考えております。

本日は、新たな任期となって最初の審議会でございます。このことから会長を選出していただき、各部会に属すべき委員及び専門委員の指名などを予定しておりますのでよろしく願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様方には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見をいただくとともに、今後とも自然保護行政への御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

事務局から配付資料の確認後、本日は構成委員22名中17名が出席しており、定足数を満たしているため本会議が有効に成立していると報告が行われた。会議については平成12年に開催された審議会において審議案件は原則として公開、各部会の審議結果報告について内容によって一部非公開となっている。本日は次第4の温泉部会からの報告は法人個人の事業の情報に関わるので非公開とし、それ以外は公開で行うことを報告。

## 3 議 事

### (1) 自然環境保全審議会会長の決定について

会長選出については、及川環境生活部次長が仮議長となり、条例第4条第1項の規定により、委員の互選により選出される旨の説明を行ったところ、菊地永祐委員を会長への推薦があり、諮ったところ満場一致で菊地委員が会長に互選された。

## 【菊地会長あいさつ】

前回から引き続きの委員もほとんどのようですのであいさつもなんですが、前回の審議会から程なく東日本大震災が起これり、県の沿岸域が津波で壊滅的な影響を受けまして、また福島第一原発の影響なんかもあり、県の事務局としましても震災の処理、復興関連のお仕事で忙しくなって審議会としては先送りにした案件もあったかと思えます。

今日の議事は、新たな審議会の発足に関わるものでありますけども、報告にあります特定鳥獣保護管理計画の改定というのは先送りにした案件にしたと記憶しております。今日はその報告があります。

私の専門は、動物生態といいましても水域でして、イノシシとかニホンザルがかなり人口密集している市街地まで出没しているといった状況となってきているということですけど、水域をみると外来魚のブラックバスとかブルーギルが接近しているというか、在来の魚類層は壊滅的な影響を受けています。そのような状況になってしまいますと、それからの対応は極めて難しくなってしまう訳です。

特定鳥獣に関しては、現時点で適切な対応、またこれからの継続的な対応が極めて重要になってくるのではないかと考えています。もちろん、沿岸域は、国の又は県の自然公園とか県の環境保全とかの地域が集中している場所ですので、その回復、または保全の問題というのは、これからの審議会等に出てくるのではないかと考えております。それも重要な課題だと考えております。

委員の皆様にはそれぞれの分野または一般市民の目線から、両面からの忌憚のない意見をいただきまして、皆さまの協力をいただきながら会議をなるべく円滑に、しかも実のあるものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以後の議事進行については条例の規定により菊地会長が行う。

## (2) 会長による副会長の指名、各部に属する委員及び専門委員の指名、各部会長及び代理者の指名について

菊地会長より次のとおり指名が行われた。

### 副会長

伊澤紘生（第1順位）、千田 侑（第2順位）

### 自然環境部会

部会委員（審議会委員から）

伊澤紘生、佐藤幸子、佐々木富男、高階道子、平吹喜彦

専門委員（知事から専門委員として任命されている者の中から）

伊藤絹子、小浜暁子、嶋田哲郎、鈴木孝男、日下晃

部会長 伊澤紘生、代理者 平吹喜彦

### 温泉部会

部会委員（審議会委員から）

永広昌之、佐藤源之、千田 侑、土屋範芳

専門委員（知事から専門委員として任命されている者の中から）

益子保、千葉達朗、三友紀男、橘晴哉、沼倉浩章

部会長 千田 侑、代理者 佐藤源之

## 4 報告

### (1) 特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ）の改定について

菊地会長： それでは、報告1の「特定鳥獣保護管理計画の改定」について、事務局から報告願います。

石田総括： 【資料2、3により説明】

菊地会長： ただ今、事務局から報告がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

千田委員： 資料6ページのニホンザルの捕獲数のところ、H23年度の数字が146と書いてありますが、右側の足し算と合わないので修正したほうが良いのではないのでしょうか。

三坂課長： それでは、確認させていただきまして、訂正させていただきます。

千田委員： もう一つ、7ページの被害額の線グラフの、面積と被害額の相関が非常に悪いので、これは例えばH22とH23の面積が約半分なのに被害額が同じというのは、これはどういう理由なのでしょう。

三坂課長： これは、商品性の高い作物が中心にやられた年と、穀類等といった比較的単価の低いものが食べられた年とで若干違いがあるということでのこのような結果になっております。例えば、果物のような高いものがやられた年は、面積が狭くても金額が大きくなってしまおうというような。

千田委員： それから、このような保護管理をした結果として非常に効果があったとか、何か評価があった方が良いでしょう。例えば、この7ページの図ははっきりと効果があったと評価して良いのか。そうであれば、そういった評価を加えた方が良いのではないのでしょうか。その他、例えばイノシシだとやったけど効果があったとは思えないが、どうでしょうか。やったけどそれほど被害額に変化がなかったという、これは効果がなかったと評価して、何が悪かったとか今後どうしたら良いかとかとなるのではないかと、全体的として今日お聞きして思ったのですが。

石田総括： 計画策定の委員会におきましては、実は現計画の評価というか、いろいろなデータなりをお示しさせていただいて、評価をお示しさせていただいたのですが、本日は時間の関係で割愛させていただきました。2月あるいは3月に御審議いただく際には、そういった報告をさせていただきたいと思っております。

菊地会長： 他にございませんか。それでは、次に移りたいと思っております。

### (2) 自然環境保全審議会自然環境部会に係る審議状況について

菊地会長： 次は部会からの報告です。はじめに自然環境部会からの報告で伊澤部会長からお願いいたします。

伊澤部会長： 【資料4により報告】

菊地会長： どうもありがとうございます。ただ今の御報告に対しまして、委員の皆様から御確認したいことなどがございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

無いようですので、次に移らせていただきます。

### (3) 自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況について

菊地会長： 次は温泉部会からの報告ですけれども、傍聴者はいますか。

石田総括： いません。

菊地会長： それでは千田部会長から報告をお願いいたします。

## ※以下、温泉部会の審議内容については非公開

### 5 その他

菊地会長： それでは、最後に次第5のその他ですが、何か委員の皆様から、また事務局からありますでしょうか。

高橋委員： 先程、放射能のことで、イノシシの肉とクマの肉というような御報告がありました。鳥獣保護計画の策定についてという資料の中で、ニホンザルの捕獲が164と、そして地域も広範囲に亘っていると思うのです。イノシシとクマだけではなく、このニホンザルを検体にして放射能値を調べることで、県内の汚染状況が分かるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

三坂課長： 県でやっています調査につきましては、主として食用に使われるであろう動物につきまして、食品の衛生法に準じたような形で調査させていただいていますが、ニホンザルにつきましては基本的には食用に供さないものという理解をしております、調査の対象に今のところしていないところであります。

高橋委員： そうですか。ただ、この部会は自然環境部会ですから、宮城の自然環境というところから見ますと、どのような自然環境が汚染されているかということを見るというのには有効なのではないかと思えます。

伊澤委員： 今の件ですけれども、京都大学のプロジェクトから委託を受けまして、有害駆除されたサルの肉の放射能値は全部測って公表されているはずですが、全国でやっています。

菊地会長： それは県の方でデータを持つてるのか。

三坂課長： すみません。そのような情報を掴んでおりませんでしたので、後ほど確認し、私どもでデータをいただければ活用させていただきます。

菊地会長： 自然環境のそういった放射能関係はどういう風に公表されていますか。

嶋崎委員： 県の林業振興課か森林整備課で、県内の森林についてメッシュを切って調査を始めた、最近聞いておりますけれども。

三坂課長： 県におきましては、それぞれ所管しておりますものと言いますか、例えば先程仰いました森林に関しましては林業を担当している所であったり、それから水産物に関しましては水産を担当しているそれぞれの部署がございます。農業についても同じでございます。それから、一般的な空間放射線量等におきましては、同じ環境生活部の中ですが原子力の対策をやっている部署で、それぞれ担当毎に情報を掴んでおりまして、それを全体としてどこがどうなっているとかがいったことにつきましては、適宜ホームページ等で情報公開させていただいております。自然保護課としましては、たまたま先程も申したように野生動物、特に食べられる可能性のある野生動物について実施しております、それもホームページであったりマスコミ等に公表しており、それを県全体の中のひとつの情報として提供して、全体としても集約して把握しているという形となっております。

平吹委員： 先程、御挨拶で菊地会長の方からもありましたけれども、大震災で沿岸部で大変な被害を受けまして、その後、行政の皆さんや関係する方々の努力で復興が進んでいるわけですが、自然環境への配慮など、その辺はどうなっているのかという声が私の所属する学会等でも随分広がってまいりました。それで、私もこういう席に座らせていただいていることもありまして、

先程会長さんからもありましたように、是非、近々にでもレビューのようなものをしていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

三坂課長： 昨年の東日本大震災、それから東北地方のその後の津波に因りまして、本県の沿岸部は被災しております。特に仙台湾海浜地域は全域に渡って被災したということから、今年度は地形でありますとか生物、植生等についてはモニタリング調査をすることとしております。これにつきましては、平吹先生にもお入りいただいておりますけれども、仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査という形で、主として蒲生以南ということになってくるかと思っておりますけれども、そういう地域を中心にそういった調査をしております。また、被災した沿岸域につきましては野生動物を取り巻く環境が大きく変わったというようなことがありますので、今年度から野生動物の生息生育の現状を把握するための調査をしっかりとしていく必要があるということで、そのようなことを実施していくと共に緊急に保護が必要な動物がある場合につきましては、その対策を検討することとしております。なお、東北地方環境事務所におきましても、研究者でありますとか団体でありますとか、自治体等が実施する沿岸地域における自然環境生物多様性に関する調査等情報共有を目的とするようなサイト等を作っておりますので、そのようなものとも情報交換しながら作業を進めているところであります。

平吹委員： 先程、野生鳥獣保護計画を拝見しますと、大変緻密に専門部会を設けたり評価委員会を設けたりしながら進めていらっしゃるということ、改めて拝見しまして、大震災で本当に手痛い被害を受けたわけですが、これを不幸中の幸いと言ったら変ですが、ぜひ良い復興と言いますか故郷づくりということで、県の指針に掲げていますように、自然保護課の皆さん大変忙しいと言うことは存じておりますけれども、県としてどういう関わりをなさっているのかというのを、是非この場で成果とか評価とか、そのプロセスを早め早めでお知らせいただければ大変ありがたいなと思います。

菊地会長： 全体的な調査結果について公開はどのような予定なのでしょうか。

三坂課長： 先程申しました学術調査につきましては H26 年度までという形で作業を進める予定にしていますので、例えば中間的にどのような報告ができるのか、この調査の中でどのような形をとれるのか、ちょっと検討させていただきまして対応をさせていただきたいと思っております。

菊地会長： 他にございますか。

佐々木委員： 折角のこういう機会ですので、私の家の実際の放射能汚染状況をお話申し上げて参考にさせていただきたいと思っております。私の家は農家でありまして古川、大崎市の古川と栗原郡の境に私の家があるわけです。丘陵地帯ですが、そこで和牛を飼っているわけですが、廃牛にしようと思って、7月31日に仙台の市場に持ってきたわけです。ところが、放射能値が高いということで帰ってきたんですね。最低2ヶ月飼わないと流通できないということで。今度、今月の31日にもう一度仙台の市場に来て検査するわけですが、毎日餌は一昨年刈った稲藁と去年の稲藁の一部を食べさせていたんです。水については宿舎の近くの杉林があるんですけど、そこに降った水を沢伝いに溜め池を掘って、その水を汲み上げて牛の飲料水に使用していたんです。しかし、そういう状況が出たということで、今回は8月1日からは朝晩水道の水を使って、そして餌は、本来なら肉の牛ですと稲藁を食べさせるのですが、輸入した乾燥藁、それ一本で飼育しています。放射能に汚染されたものは何もないわけです。それで、明後日どういう結果がでるか分かりませんが、山林のほとんどが放射能に汚染されていると、そういう状況で、新聞なんかでは野生のキノコ、そういうものが全て汚染されているということです。家畜が自然の水、草、そういうものを食べたことないって、ほとんど汚染されている。繁殖牛に関してはあまり影響がないと思いますが、飼育して市場に出すとなると、これは大き

な問題になるということで、内陸部の山林はほとんど放射能で大きく汚染されているということをお話を伺い、実際私が現在体験している中で申し上げておきたい。以上です。

菊地会長： 事務局から何かありますか。

石田総括： すみません。先程の資料2の数値の誤りの件でございました。資料の6ページ目でございますが、146頭というのは正しくて、市町村別の内訳が間違っておりました。一番上の白石市が9頭でございました。失礼いたしました。

三坂課長： 先程、佐々木委員がおっしゃられました放射能の問題ですが、私供として直ぐお答えできる内容ではないのですが、私供といたしましても必要なものについては適宜協議していきながら対応しております。特に野生鳥獣の話とか、それから私共で管理している山林等が若干ございますので、それにつきましては計測いたしまして情報公開させていただいておるところでございますので、引き続きご協力いただきまして対応していければと思っております。

菊地会長： それでは、他にございませんか。

村上委員： 蔵王町ですが、蔵王町の状況を見ましてもそうなのですが、佐々木委員が先ほど放射能問題についておっしゃいましたが、実は今一番、ツキノワグマの問題、イノシシの問題、サルの問題、猟友会の皆様に頼るしかないのが現状です。ところが、猟友会の皆さんもあと10年過ぎたら猟友会が無くなってしまいう市町村があると思う。そして、いくら電気柵や防護柵をしても、それは追い出すだけです。ゴルフ場に入ってきてはいけませんよとビリビリとして追い返すだけです。イノシシは皆さん御存じのとおり、倍々ゲームで年間に2回ぐらい交尾しますからね。そしてブタですから、一度に8～10頭ぐらい産むのですよね。そういう産み方していきますから、もう今なんかどどん里に下りて来ているというのが現状です。ですから、本当に猟友会の皆様方に頼るしかないだろうし、電気柵とかいろいろここに掲げていますが、本格的な対応を、そして罠と言いましてもなかなか農家の作業場の作業している関係者のところに罠をかけるというのは大変難しいです。ですから、もう少しいろいろな基本的な対策というのは考えていく必要があるのではないかと考えておりますので、次はその辺もご検討いただければと思います。それと、なぜ猟友会の方々がいないかというところ、これも県の方に何度もお願いしたのですが、例えば今まで仙南の方々が免許の更新だと、仙台を通り越して仙北で免許の更新をしていた。そして、仙南の人たちが村田の射撃場にお願ひしてやっと2年前に許可が下りたことがあった。だいたい猟友会の皆さんというのは、軽自動車です。ですから、それも御年輩の80歳前後の方々が仙台の市街を通って行けませんよ。ですから、そういった配慮も含めてトータル的に考えていく必要があるのではないかと。それと、今、蔵王町だと平均で70歳です。ですから10年経つと80歳。そうすると猟友会のメンバーはいなくなってしまうだろうと。そして、若い人たちが猟友会に入らないというのは、これも色々銃刀法の問題で、特に長崎県で市長が襲われたとか、九州でもいろんな抗争がある。そういったことで、許可を出すに当たっても、弾の保管も厳しくなると、警察が頻繁に来るそう。そんなことで、大変厳しくなってきたということで、基本的なことをいろいろと踏み込んでいかなければ、守ることができなくなってしまうということです。無法地帯になるということなんです。佐々木さん、お願いします。

佐々木委員： そのことについて、私から。今、村上町長からお話がありましたけれども、確かに現在、宮城県の猟友会で鉄砲を持っている人たちが1500人ちょっとだけです。今年も約160人ぐらい辞めた方が、狩猟免許を取らない方がいます。そういうことで、年々会員が少なくなると同時に高齢化が進んでいる。20代、30代の一種の免許を持っている方は1500人のうち

10%おりません。そういう現状でございます。一昨日の農業新聞に載っていましたが、長野県が新しい後継者を育成するために何らかの手を打たなければならないということで、環境省の方で立ち上げているようですけれども、何と言っても今の若い人たちは法律に縛られるというのと非常に嫌う。私たち鉄砲を持つ者は、銃刀法、狩猟法、火薬取締法、そういう法律にがんじがらめにされて猟をやって、あるいは有害駆除に従事しています。私は40年やっていますが、私も30代から猟を始めたのだが、昔の一般家庭では肉は貴重だった。盆とか正月とか特別な時にしか食べられなかった。だから、私たちが猟で取ってきた肉はとても貴重な物で、「鉄砲打ち達はいいな」と羨ましがられた。現在は、安い肉がどこでも手に入る。だから、あえて野生の肉を取って食べなくても良い。それから、家族からはいくら好きでも危険な鉄砲を持って猟に出るべきではないという反対がある。そういうことで、なかなか新しい会員が入ってこない。私も今年の事業計画のなかで、宮城県には21支部あるが各支部最低でも1人は新人を入会させてくださいと話しています。そう言うことで、なんとか後継者を育てていかなければ、今から10年と言わず5年後には、野生鳥獣を駆除する人たちがいなくなってしまうのではないかと考えています。益々、クマやイノシシ、あるいはシカ等が増えてきて、どうにもならないという時期が来ると思う。そう言うことですから、今から対策を講じなければならない。自然保護課さん、あるいは大崎市役所の担当にも話していますが、とにかく今、国でやっている特措法、あれを活用するような方法をしなければだめだよ。大崎市の場合は、災害対策協議会をいうのを組織していない。旧市町毎にあります。大崎市一つがないために、被害防止計画書が作れないものですから、特措法に載せられない。それで私は、今年は無理としても来年度中には必ず行政で対策協議会を立ち上げてくれよ。それでないと会員達は有害駆除に協力しなくなるぞと。と言うのはなぜかと言うと、有害駆除隊員が野生鳥獣の被害駆除に一回以上従事すると、3年に一度の免許の書き換えの時に、技能講習の免除が特典にある。有害駆除隊員になっていないとそれを必ず受けなければ、銃の更新ができないということ。だから、それをするためには各市町村は率先してその特措法に載せるような対策協議会を組織して、そして猟友会を後押ししてもらおう。そういう方向にしてもらわないと、絶対に新しい会員は増えてこない。そう言うことで、銃を持つ場合はある程度の助成をすとかね。そういうことで、今後新しい人の発掘にもっていかないと猟友会だけの、組織だけの問題ではもう解決できないというギリギリのところまで来ている。そう言うことで、これから自然保護課ともいろいろ相談しながら良い方向に持っていきたいと思っていますので、ひとつ委員の先生方もご協力方お願いしたい。以上でございます。

菊地会長：他にありますでしょうか。ないようですので、以上で本日の議事は全て終了といたします。御協力ありがとうございました。

## 6 閉会

以上で自然環境保全審議会の一切を終了する。